

(別表 1)

< 色彩基準 >

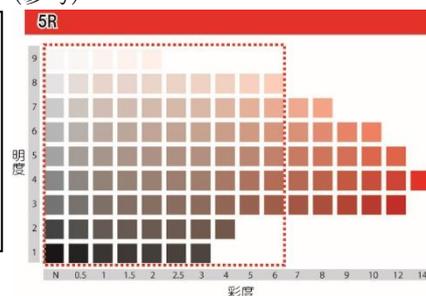
- 色彩の計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記に示す色彩基準を基本とします。

色彩基準 (外壁基本色)

- ① R (赤)、YR (橙) 系の色相の場合、彩度 6 以下
- ② Y (黄) 系の色相の場合、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

(参考)



ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

※外壁各面で 1/3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合

(サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。)

※外壁各面で 1/20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

(アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下とすること。)

※着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

※歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合

※無彩色について、制限はありません。(ただし、白と黒のストライプのようなコントラストが強いものに関しては、景観上の配慮をお願いしています。)

※サブカラーについて

「トーンが近い色彩で、基本色と調和している」とは、基準色と比べて色の 3 要素 (色相・明度・彩度) が近い色彩です。取扱いとしては、色相は基準色の隣り合う系統まで (Y 系ならば、YR 系～GY 系)、彩度差 2 以内 (R 系・YR 系ならば彩度 8 以下、Y 系ならば彩度 6 以下、その他の色相ならば、彩度 4 以下まで) をサブカラーとしています。

基準色とは、壁面のメインの色になります。